

泡盛の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(最終変更平成 25 年 10 月)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、泡盛の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規約で「泡盛」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 10 号に規定する単式蒸留しようちゆうのうち、黒こうじ菌（白色変異株を除く。）を使用した米こうじと水を原料として発酵した一次もろみを単式蒸留機をもって蒸留したものをいう。</p> <p>2 この規約で「古酒」とは、泡盛を 3 年以上貯蔵したものをいう。</p> <p>3 この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 2 条第 2 項に規定する酒類製造業者のうち泡盛を製造して販売する者をいう。</p> <p>4 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 2 項各号に規定するものをいう。</p>	<p>(最終変更平成 25 年 10 月)</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 泡盛の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 2 条第 4 項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する泡盛の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 泡盛の容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、ビラ、パンフレット、広告マッチその他これらに類似する物による広告（宛名広告及び入場券等による広告を含む。）及び訪問広告</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇、又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他</p>

- (必要な表示事項)
- 第3条 事業者は、泡盛の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ泡盛の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。
- (1) 泡盛である旨
 - (2) 原材料
 - (3) 内容量
 - (4) アルコール分
 - (5) 事業者の氏名又は名称
 - (6) 製造場の所在地

の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

(必要な表示事項の表示基準)

第2条 規約第3条各号に掲げる事項の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）の定めるところによるほか次の基準により表示するものとする。

- (1) 泡盛である旨
「泡盛」又は「あわもり」と表示する。
- (2) 原材料
「原材料」の文字のあとに「米こうじ」と表示し、水は表示しないものとする。
- (3) 内容量
内容量は、「ミリリットル」若しくは「ml」又は「リットル」若しくは「l」で表示する。
- (4) アルコール分
アルコール分は、容量比で「〇〇パーセント」若しくは「〇〇%」又は「〇〇度」若しくは「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。

2 前項各号により表示する文字の大きさは、次の基準によるものとする。

- (1) 泡盛である旨
容器の容量別に、次に掲げるポイント（号）活字に該当する大きさを下回らないものとする。

区 分	泡盛と表示する場合	あわもりと表示する場合
3.6 リットル超	42 ポイント(初号)	28 ポイント(1号)
1.8 リットル超 3.6 リットル以下	28 ポイント(1号)	16 ポイント(3号)
1 リットル超 1.8 リットル以下	22 ポイント(2号)	14 ポイント(4号)
360 ミリリットル超 1 リットル以下	16 ポイント(3号)	10.5 ポイント(5号)
360 ミリリットル以下	14 ポイント(4号)	8 ポイント(6号)

(特定用語の表示基準)

第4条 事業者は、泡盛について次の用語を表示する場合には、それぞれの項目に記載する基準に従うものとする。

(1) 古酒

全量が古酒であるもの。

古酒の表示に代えて、コース又は貯蔵酒若しくは熟成酒と表示することができる。

(2) 年数表示

貯蔵年数を表示する場合は、当該年数表示以上貯蔵したものとする。異なる貯蔵年数の古酒を混和した場合は、その割合にかかわらず、最も貯蔵年数の少ない古酒の年数を表示する。

貯蔵年数の年数未満は切り捨てて表示するものとする。

(3) 混和酒

古酒を10パーセント以上混和したもので、かつ混和割合を表示しなければ混和酒である旨を表示してはならない。

(4) マイルド

アルコール分が25度以下のものでなければマイルドである旨の表示をしてはならない。

2 事業者は、泡盛の産地表示を行う場合には、当該地域において蒸留したものでなければ、地名その他当該地域の特徴等を表わす表示をしてはならない。

(2) 原材料

容器の容量別に、次に掲げるポイント活字に該当する大きさを下回らないものとする。

イ 300ミリリットルを超えるもの 8ポイント

ロ 300ミリリットル以下のもの 6ポイント

(3) 第3号から第6号までの表示事項

容器の容量別に、次に掲げるポイント(号)活字に該当する大きさを下回らないものとする。

イ 300ミリリットルを超えるもの 6ポイント

ロ 300ミリリットル以下のもの 5.5ポイント(7号)

3 内容量100ミリリットル以下のものにあつては、原材料の表示を省略することができる。

(特定用語の表示基準)

第3条 規約第4条第1項第2号の貯蔵年数は、検定の日から起算し、販売のための容器に充填した日までの期間により計算する。

2 規約第4条第1項第3号の混和割合を表示する際の文字の大きさは、容器の容量別に、次に掲げるポイント活字に該当する大きさを下回らないものとする。

イ 300ミリリットルを超えるもの 9ポイント

ロ 300ミリリットル以下のもの 6ポイント

3 規約第4条第1項第4号の「マイルド」である旨の表示には、「マイルド」のほか「ソフト」を含むものとする。

4 規約第4条第2項の「地名その他当該地域の特徴等」とは、地名、島名、風物、建造物、生活様式、文化等をいうものとする。

(その他の表示事項)

第5条 日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第6条 事業者は、泡盛の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 泡盛でないものを泡盛であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 産地について誤認されるおそれがある表示
- (3) 貯蔵年数について誤認されるおそれがある表示
- (4) 成分、製法、品質、原料等について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (5) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業で受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) 他の事業者又はその製品を中傷、ひぼうし又はこれらの信用をき損するような表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売する泡盛の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示

(規約の実施機関)

第7条 この規約の実施機関は中央会とする。

2 中央会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。

(不当表示の禁止)

第4条 規約第6条に掲げる不当表示には、次の表示が含まれる。

- (1) 客観的事実に基づく根拠なしに業界における「最高」、「最高級」、「超」、「第一」、「最優良」等の最上級を意味する文言又は「最古」、「最新」、「最大」、「当社だけ」等唯一性を意味する文言を表示すること。
- (2) 次のようなものを賞として表示すること。
イ その事実がないにもかかわらず、あたかもその事実があるかのようにみせかけた賞
ロ 社会的地位、責任のないもののつけた賞
ハ 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞
ニ 自己のつけた賞

- (7) 関係官公庁との連絡に関する事。
- (8) その他この規約の施行に関する事。

(酒造組合等の協力義務)

第8条 事業者及び酒造組合（酒造組合連合会を含む。）は、この規約を円滑に実施するため、中央会に協力しなければならない。

(違反に対する調査)

第9条 中央会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基く施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく中央会の調査に協力しなければならない。

3 中央会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、その理事会に諮って10万円以下の違約金を課することができる。

(違反に対する措置)

第10条 中央会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 中央会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、中央会の理事会に諮って100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 中央会は、前条第3項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第11条 中央会は、第9条第3項又は前条第2項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものと

する。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に中央会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。
- 3 中央会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 中央会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定及び変更)

- 第12条 中央会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、中央会の総会の議決を経て事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附則

- 1 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日(平成25年10月10日)から施行する。
- 2 平成27年7月31日以前に販売容器に充填された泡盛の取引について行う表示は、なお従前の例によることができる。

(細則の制定)

- 第5条 中央会は、規約及びこの規則の運用に関し理事会の議決により細則を定めることができる。
- 2 前項の細則を定め又はこれを変更したときは、遅滞なく消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。

附則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日(平成25年10月10日)から施行する。
- 2 平成27年7月31日以前に販売容器に充填された泡盛の取引について行う表示は、なお従前の例によることができる。